

長岡市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法の規定による投票区（平成17年長岡市選挙管理委員会告示第129号）の一部を別紙のように改正し、令和7年2月22日から施行するので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第9条の2の規定に基づき告示します。

令和7年2月13日

長岡市選挙管理委員会

委員長 鷲 尾 純 一